

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県条例第五十七号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第二号及び第三号中「利用者の数」を「利用者数」に改める。

第九十八条第一号中「又は」を、「指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第二号中「利用者の数」を「利用者数」に、「又は」を、「指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第四号中「又は」を、「指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第一百十二条第一号中「又は」を、「指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基

準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第二号中「を利用する者の数」を「の利用者数」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第四号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第五十一条第二号及び第三号並びに第六十一条第二号及び第三号中「利用者の数」を「利用者数」に改める。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第二条** 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第五十九条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項」に改める。

第六十条及び第六十一条中「第二十四条第一項及び第三項」を「第二十四条第二項」に改め、第二章第五節中同条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第六十一条の二** 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十九条(第二十四条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成

十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区分省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十五人以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。）が登録定員の二分の一から十五人までの範囲内であること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号の居間及び食堂をいう。）が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の提供する通いサービスの利用者の数が通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十八条中「、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と」を削る。

第八十一条中「、第六十一条」を「から第六十一条の二まで」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

（障害福祉課）